

HIGH CLASS

住宅検査報告書

有限会社 桧住建様
滋賀県高島市安曇川町上小川145番地7

現場名

KK様邸新築工事

施工現場住所

滋賀県高島市新旭町旭字村西870-6

上記の物件に対して、本誌の通り現場検査を行いました。
指摘事項に対しても、適切な対処がなされたことを証明します。
また、家づくりにおいても、現場検査を行った限りでは問題点は見当たらなかった事を証明いたします。

また、本物件においての施工レベルを、ホームリサーチ独自の基準で判断した結果を以下に表示します。

最終施工レベル AA++++ と判断いたします。

現場検査員

一級建築士

吉田 武

吉田
武

写真検査員

井内 忠夫

井内
忠夫

最終検査員

一級建築士

岩月 俊和

岩月
俊和



株式会社 ホームリサーチ
愛知県東海市富木島町長田 31-1
ホームリサーチ第一ビル
代表取締役 久吉 崇敬

株式会社
ホームリサーチ

施工レベル評価について

AAA 判断における説明		BBB 判断における説明	
基本	最終判断	基本	最終判断
<p>隣地に対する配慮が適切である事。 適切な安全処置が講じられている事。 全検査で構造上重要な箇所での指摘事項が5カ所以内の場合。 予定通りの工程で完了する事。 指摘事項に対して適切な処置がされる事。 並びにその写真等が撮影されている事。(工事を進める場合、指摘部分の写真を撮影して、適切に対処されている事を検査員が確認する必要があります。) ※指摘事項の中に、重大な過失が含まれた場合、その後適切な処置を行ったとしても AAA の判断基準からは除外されます。</p>		<p>適切な安全処置が講じられている事。 全検査で構造上重要な箇所での指摘事項が12カ所以内の場合。 予定通りの工程で完了する事。 指摘事項に対して適切な処置がされる事。 並びにその写真等が撮影されている事。(工事を進める場合、指摘部分の写真を撮影して、適切に対処されている事を検査員が確認する必要があります。) 現場検査員（一級及び二級建築士）が検査ハンドブックの全項目を検査し、適切な施工がされていると判断した場合。また指摘事項に対しても適切な処置がされて、その項目写真が全て揃っている場合。 且つ、写真検査員（一級及び二級建築士）が、全項目の写真を再検査して、適切であり丁寧な施工と判断した場合に AAA の判断を行う。</p>	
<p>現場検査員（一級及び二級建築士）が検査ハンドブックの全項目を検査し、適切な施工がされていると判断した場合。また指摘事項に対しても適切な処置がされて、その項目写真が全て揃っている場合。 且つ、写真検査員（一級及び二級建築士）が、全項目の写真を再検査して、適切と判断した場合に BBB の判断を行う。</p>		<p>現場検査員（一級及び二級建築士）が検査ハンドブックの全項目を検査し、適切な施工がされていると判断した場合。また指摘事項に対しては、対処した写真や、口答による説明を受けた場合。(但し、指摘事項の中に建築基準に関する重要な指摘事項があり、これに対して適切な処置の写真がない場合は、処置されていないと判断し、保証対象外のC施工精度として表示します。) 且つ、写真検査員（一級及び二級建築士）が、全項目の写真を再検査して、適切と判断した場合に BBB の判断を行う。</p>	

AA 判断における説明	
基本	最終判断
<p>適切な安全処置が講じられている事。 全検査で構造上重要な箇所での指摘事項が7カ所以内の場合。 予定通りの工程で完了する事。 指摘事項に対して適切な処置がされる事。 並びにその写真等が撮影されている事。(工事を進める場合、指摘部分の写真を撮影して、適切に対処されている事を検査員が確認する必要があります。) ※指摘事項の中に、重大な過失が含まれた場合、その後適切な処置を行ったとしても AA の判断基準からは除外されます。</p>	
<p>現場検査員（一級及び二級建築士）が検査ハンドブックの全項目を検査し、適切な施工がされていると判断した場合。また指摘事項に対しても適切な処置がされて、その項目写真が全て揃っている場合。 且つ、写真検査員（一級及び二級建築士）が、全項目の写真を再検査して、適切であり丁寧な施工と判断した場合に AA の判断を行う。</p>	

BB 判断における説明	
基本	最終判断
<p>全検査で構造上重要な箇所での指摘事項が15カ所以内の場合。 その他 BBB 判断に同等</p>	
<p>BBB 判断に同等</p>	

B 判断における説明	
基本	最終判断
<p>全検査で構造上重要な箇所での指摘事項が15カ所以内の場合。 その他 BBB 判断に同等</p>	
<p>BBB 判断に同等</p>	

A 判断における説明	
基本	最終判断
<p>適切な安全処置が講じられている事。 全検査で構造上重要な箇所での指摘事項が10カ所以内の場合。 予定通りの工程で完了する事。 指摘事項に対して適切な処置がされる事。 並びにその写真等が撮影されている事。(工事を進める場合、指摘部分の写真を撮影して、適切に対処されている事を検査員が確認する必要があります。) ※指摘事項の中に、重大な過失が含まれた場合、その後適切な処置を行ったとしても A の判断基準からは除外されます。</p>	
<p>現場検査員（一級及び二級建築士）が検査ハンドブックの全項目を検査し、適切な施工がされていると判断した場合。また指摘事項に対しても適切な処置がされて、その項目写真が全て揃っている場合。 且つ、写真検査員（一級及び二級建築士）が、全項目の写真を再検査して、適切と判断した場合に A の判断を行う。</p>	

C 判断における説明	
基本	
<p>工程の中で、瑕疵や欠陥が含まれています。 瑕疵や欠陥である指摘事項や、瑕疵や欠陥に繋がる指摘事項に対して、適切な対処がされた写真がない場合や、口答での説明だけの場合は、確認不足となり、C評価になります。 (瑕疵や欠陥に繋がる重要な指摘事項は、必ずファックスで内容を送信いたします。適切に対処した後に、必ず写真を撮影して下さい。)</p>	